

○2022年3月29日 第11回これからの労働時間制度に関する検討会（E社）

5 E社（情報・通信業／従業員数300名以下／裁量労働制適用者の割合：全体の19%（専門型：約6割、企画業務型：約4割））

○もともと専門職が6割程度を占める構成の会社であり、専門業務型裁量労働制での働き方が好まれる傾向があつて裁量労働制を導入。2020年から企画業務型裁量労働制も導入。発展途中の会社であり、役割や職能に見合った労働制度を適用できるように社内制度のアップデートも続けて、現状としては、働き方や生産性は徐々に最適化してきている。

○みなし労働時間は1日当たり9時間（前年度の1年間、裁量労働制が適用されている者の実労働時間の平均値）。

○労働時間の把握方法は、ウェブの勤怠管理システムを導入しており、業務開始時と終了時に打刻してもらう。裁量労働制の適用者も非適用者も同じ方法。また、裁量労働制適用対象者でも特に大きく労働時間が増えていることはない。

○専門職とマネジメント職を裁量労働制の適用対象者としている。導入している等級制度によって労働制度の適用が異なり、一定以上の等級の者に裁量労働制を適用。

○裁量労働制適用者は、職能等級が高い者であるため、裁量が大きく、ベースの賃金が高い者が多い。人事評価に関しては、裁量労働制適用者は、過程や行動よりも、成果のほう重視される傾向。

○健康・福祉確保措置としては、前月の総労働時間が法定労働時間を60時間以上超過した者については、人事から産業医面談、保健師面談の受診を勧奨し、本人から申出があれば面談を受けさせるようにしている。また、この超過時間につき45時間を超える回数が3回以上になった者については、人事から本人との面談や上長に対する業務調整などの対応、改善指導などを行っている。また、必要に応じて年次有給休暇の取得促進、特別休暇の付与、特別健康診断の実施などを行っている。

○健康面での対応を除き、細かな業務量コントロールなどはしていないが、顧客事情や不測事態による稼働については、相談や依頼を主としたコミュニケーションをしており、大きな問題にはなっていない。

○労使委員会は、年に1度の定期開催とし、あとは必要に応じて開催することとしている。企画業務型裁量労働制に関すること、裁量労働制適用対象者の勤務状況や賃金等の労働条件に関すること、裁量労働制適用対象者の健康・福祉確保措置、苦情受付状況等、その他、その都度必要な内容を議題としている。

○社内で裁量労働制に関する苦情受付の窓口を設置している他、その他上司を通して相談することも可能。苦情を受け付けた場合に労使委員会で内容を共有することも想定しているが苦情が出たことはない。

○裁量労働制適用者については、雇用契約時、また途中で労働条件を変更する際に必ず本

人に制度についての説明を実施するようにしており、裁量労働制の適用を望まない場合は適用しない。説明の内容は、勤怠管理の取扱い、有休、賃金面等。

- 本人の同意については、企画型も専門型もともに本人の同意が得られなければ適用せず、同意の撤回があれば制度適用を外すという運用にしているが、これまでの実態として適用の拒否をする者や同意を撤回したいという意見が出たことはない。このほか、労働時間が長い者は適用を外す運用も行っている。
- 現行の裁量労働制等に対する意見としては以下3点。
  - ・裁量労働制の手續等について、悪用を防ぐためにも必要な工程かとは思いますが労使委員会を開いたり、協定届・協定書の提出が必要になったり、定期的な更新も必要になったりする点で、導入すること、継続することに工数がかかる。
  - ・企画業務型裁量労働制の適用可能職種が判断しづらい。例えば適用可能な業務のうち、調査及び分析を行い、企画計画等を策定する業務となっているが、どういう業務に適用していいかというのがぱっと分かりづらい。調査・分析という業務をしている者も、並行して部下のマネジメント業務も行っていたり、運用業務も行っていたりする場合もあるので、そういう者に対しても適用して問題ないのかというところが判断しづらい。
  - ・企画業務型裁量労働制の定期報告書を6か月に1度提出しなければならないのは頻度としては高く、手續としては煩雑。
- コロナ禍でリモートワークが増え、業務をしている時間とプライベートの時間の区別がつけづらいところもあり、個々の自律性も求められる。裁量労働制との相性はよいと感じるが、リモートワークでは、仕事とプライベート、境目のないような働き方をしてしまうことが課題。
- 従業員が自律的に成果創出する能力を伸ばすために裁量労働制やフレックスタイム制は有効だが、事業や組織の状況に合った適用をすることが重要で、事業や適用者の職能や経験、勤怠管理制度、管理職の人数やスキルレベルなどに合わせて適用していく必要がある。